

## 募集要項等に対する質問回答書 第1回

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	6	第2	5	(5)			事業のスケジュールについて	「二期工事(既存小学校校舎及び既存幼稚園園舎等の解体、・・・)」と記載がありますが、小学校屋外プール等使用されていない施設等については、協議の上、二期工事期間中の解体は可能でしょうか。	小学校屋外プールは現在使用していないため、二期工事期間中の解体も可能です。それ以外の施設は二期工事期間中にはすべて使用するため、解体工事は原則二期工事期間中に行ってください。なお、屋外プールの電気系統及び設備が既存校舎内の一部と共有されているため、先行解体を行う際には関係各課と調整を行なってください。
2	募集要項	13	第3	3	(1)			事業及び選定スケジュール	提案書類の受付以降優先交渉権者の決定までの間にヒアリングやプレゼンテーション等は実施されないという理解でよろしいでしょうか。	ヒアリング及びプレゼンテーションの実施を予定しています。実施予定時期は5月下旬ごろです。実施の詳細については、資格審査結果通知時に併せてヒアリング及びプレゼンテーション実施要項にて示します。
3	募集要項	16	第3	3	(2)	イ	(ケ)	優先交渉者の決定	本事業の事業者選定においては、プレゼンテーションを実施しないという理解でよろしいでしょうか。もし実施する場合は、想定実施時期をお示しくください。	No. 2の回答のとおりです。
4	募集要項	17	第3	4	(1)			提案上限価格	消費税を含む価格が6,645,000千円となっておりますが、消費税抜きの価格6,040,000千円より算出すると、正しくは6,644,000千円ではないでしょうか。	提案上限価格の消費税抜きの価格は消費税込みの価格6,645,000千円から計算しています。以下のとおり修正いたします。小数点以下は切り捨てとします。 消費税及び地方消費税の額を含む価格： 6,645,000,000円 消費税及び地方消費税の額を除いた価格： 6,040,909,090円
5	募集要項	17	第3	4	(2)			提案価格の内訳算定について	「提案価格は設計業務費、・・・の内訳も算定すること」と記載がありますが、各業務費に関して上限価格の設定は無いものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。各業務費に関しては上限価格を設定しておりません。
6	募集要項	18	第3	5	(2)	ア	(ウ)	参加資格要件	参加資格要件として、税の滞納がないことを挙げられていますが、様式集ではその他企業のみ納税証明書の提出求められています。その他企業以外は提出不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
7	募集要項	20	第3	5	(2)	イ	(ア)	d参加資格要件	「設計企業と3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり」について、3ヶ月以上前に発行された保険証の写しを提出することで要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	募集要項	20	第3	5	(2)	イ	(ア)	設計企業	配置予定の管理技術者に求められる実績の記載がありませんので、6,000㎡以上の実績を求めないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。管理技術者個人の実績は求めません。
9	募集要項	20	第3	5	(2)	イ	(イ)	d建設企業 配置予定技術者	専任の配置予定技術者は、dの要件を満たしていれば良いという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	募集要項	21	第3	3	(2)	イ	(ク)	提案書類の受付	プレゼン審査の実施はございますか。また、実施の場合いつ頃になりますでしょうか。	No.2の回答のとおりです。
11	募集要項	21	第3	3	(2)	イ	(ク)	提案書類の受付	プレゼン審査を実施される場合、諸条件等についてはいつ頃公表されますでしょうか。	No.2の回答のとおりです。
12	募集要項	21	第3	5	(2)	イ	(ウ)	工事監理企業	cにて求められる要件の実績に実施設計業務又は工事監理業務との記載がありますので、設計企業と工事監理企業が同一の場合、様式3-5に記載する実績を記載してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。設計企業と工事監理企業が同一の場合には、実績が同一でも問題ありません。
13	募集要項	21	第3	5	(2)	イ	(エ)	a物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録について	参加要件として「最新の市の物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること」となっておりますが、徳島県電子自治体共同システム（電子申請サービス）を利用して申請した場合、登録完了書類の発行がありません。その場合は、徳島県電子自治体共同システム（電子申請サービス）の申込内容照会ページにて処理状況が「完了」になっている画面の写しを添付することでもよろしいでしょうか。	市の物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録されているかを市にて確認します。様式3-8にも記載のとおり、名簿への登録を示す書類の提出は必要ありません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
14	募集要項	21	第3	5	(2)	イ	(エ)	維持管理企業	「業務を実施するために必要となる資格及び資格者」とは具体的に何を指しているのでしょうか。別紙12の各業務それぞれに必要な資格等あるかと思いますが、最低限必須となる資格をご教示下さい。	要求水準書別紙12に記載する業務を実施するにあたり、必要となる法人としての資格又は個人としての資格を指します。 なお維持管理企業は、本施設を15年間適切に維持管理するにあたり、施設の状況確認や修繕計画の作成など要求水準書に記載する業務を履行できる能力及び資格を有している事業者を想定しています。一社で必要な資格のすべてを有していない場合は、複数企業で必要な資格を満たすか、業務の部分的な再委託をすることが可能です。
15	募集要項	21	第3	5	(2)	イ	(エ)	維持管理企業	維持管理企業が複数である場合についての記述がございますが、維持管理企業として参加表明を行う企業1社だけで必要な資格のすべてを有する必要はないという認識で間違いはないでしょうか。	お見込みのとおりです。維持管理企業が複数である場合には、複数企業で必要な資格を満たしてください。
16	募集要項	21	第3	5	(2)	イ	(エ)	維持管理企業	維持管理企業が複数である場合は全ての者が最新の市の物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること、とありますが、小松島市の物品購入等指名競争入札参加資格の営業種目区分表における「建物管理」には建築物の保守管理および建物修繕に対応する項目が無いようにお見受けいたします。すなわち、建築物等の保守点検や修繕を担う企業は物品購入等の入札参加資格は有していない(工事の方で登録されているなど)ということかと思われませんが、建築物等の保守点検や修繕を担う企業は維持管理企業とはなり得ないということでしょうか。	募集要項を修正し、以下のいずれかの名簿に登録されている者は維持管理企業としての参加を可能とします。 ・最新の小松島市一般（指名）競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等業務） ・最新の小松島市建設工事一般（指名）競争入札参加資格者名簿 ・最新の小松島市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿
17	募集要項	21	第3	5	(2)	イ	(エ)	維持管理企業	建築設備・厨房機器等保守管理業務は業務内容的に電気工事業者、設備工事業者、および各種メーカーで対応可能と考えますが、物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は維持管理業務を担う場合でもその他企業となるのでしょうか。	No. 16の回答のとおりです。
18	募集要項	21	第3	5	(2)	イ	(エ)	維持管理企業	その他企業が建設業務および維持管理業務を兼務する場合、その旨に関してはどこに記載すればよろしいでしょうか。	様式3-5～3-9までの必要な書類を提出するとともに、様式8-2にて実施体制を記載してください。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
19	募集要項	21-22	第3	5	(2)	イ	(エ)	維持管理企業	維持管理企業の要件として、別紙12「主な維持管理業務項目詳細一覧」に記載の業務について、自社ですべての資格、資格者を有していない場合、外注先が資格、資格者を有していればよいか。もしくは、自社で資格、資格者を有する複数企業での維持管理企業としての申請となりますか。	1社ですべての資格又は資格者を有していない場合には、再委託先が資格又は資格者を有していれば問題ありません。
20	募集要項	22	第3	5	(2)	ウ	(ア)	提出書類（競争入札参加資格の措置）	市の競争入札参加資格を有していない事業者の参加に関する措置について、提出書類の中の「誓約書」は指定の書式がございますか。	希望者に提出資料を示しますので、市窓口にお問い合わせください。
21	募集要項	22	第3	5	(2)	ウ	(ア)	提出書類（競争入札参加資格の措置）	市の競争入札参加資格を有していない事業者の参加に関する措置について、提出書類の中の「その他審査に必要な書類」とは具体的に何を指しておられますか。	No. 20の回答のとおりです。
22	募集要項	22	第3	5	(2)	ウ		市の競争入札参加資格を有していない事業者の参加に関する措置）	「参加表明時までに市に提出し、参加が適当であると認められた場合」とありますが、参加表明時までに市の審査が完了する必要があるという意味でしょうか。それとも参加表明時までに提出が完了していれば前日等の直前でも良いということでしょうか。	お見込みのとおりです。No. 20の資料を、担当業務ごとの必要資料と併せて参加表明前までに提出してください。 1月26日までに結果を通知予定です。
23	募集要項	22	第3	5	(2)	ウ		市の競争入札参加資格を有していない事業者の参加に関する措置）	市の競争入札参加資格を有していない事業者が参加表明時までに市に必要な書類を提出した場合、資格の可否については事前にご連絡を頂けるのでしょうか。	No. 22の回答のとおりです。
24	募集要項	22	第3	5	(4)			構成員の変更	提案書類提出日以降、指名停止等の事情により代表企業の変更が必要となった場合には、認めていただけないという理解でよろしいでしょうか。その場合、優先交渉権者決定時の代表企業は変更後の企業で公表されるのでしょうか。	募集要項「第3/5/(3)」に記載のとおり、基本協定締結時までに指名停止等により参加資格要件を欠いた場合には失格となります。その場合の代表企業の変更はできません。
25	募集要項								プレゼン・ヒヤリングに関する記載が御座いませんが、実施する予定でしょうか。実施する予定であれば、スケジュール・要領をご教示ください。	No. 2の回答のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
26	募集要項								募集要項において、最低制限価格に関する記載がございません。最低制限価格を設定しているのであれば、最低制限価格設定基準等をご教示ください。最低制限価格が未設定であるならば、最低制限価格の設定をご検討いただけないでしょうか。平成26年に公布・施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の改正」において、発注者の責務として「ダンピング防止のため最低制限価格の活用を徹底」することが明確化されております。品確法の理念である「ダンピング防止により受注者が適切な利益確保し、中長期的な公共工事の品質確保と担い手の確保を促進する」ために、「最低制限価格設定の適切な活用の徹底」が必要であると、品確法の運用指針にも明記されております。 最低制限価格を設定するか、価格評価点において最低価格ラインを設定（一定の価格以下は評価点が増加しない方法）する等のご検討をお願い致します。	最低制限価格は設定していません。
27	要求水準書	4	第1	3	(2)			事業の対象となる施設	校舎等の面積は全体で約9,100㎡を想定されていますが、別紙7の諸室リストに面積の縮減あるいは拡大が可能との記載があります。縮減あるいは拡大の許容範囲はございますか（±何%まで）。なお、面積とは延床面積と理解しています。	要求水準書を満たす性能を確保したうえでの面積の縮減又は拡大の提案は可能です。なお、面積の増減が可能な範囲は設定していません。また、お見込みのとおり、校舎等の面積は延床面積を指します。
28	要求水準書	5	第1	3	(4)	①		設計業務	ア事前調査業務の土壌調査とは具体的にどのような内容かご教示願います。	土壌汚染調査を指します。
29	要求水準書	5	第1	3	(4)	①		設計業務	エその他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務とは具体的にどのような内容かご教示願います。	業務遂行上当然に実施すべき内容や、提案内容に応じて実施する内容を想定しています。
30	要求水準書	7	第1	4			別紙1	遵守すべき法制度等について	提案書提出までの期間において、本件の行政協議を行っても宜しいでしょうか。	可能です。
31	要求水準書	11	第1	5	(2)			敷地西側道路 拡幅工事	敷地西側道路拡幅工事について着手時を令和 9年4月 1日以降（2期工事内）に調整することは可能でしょうか。	設計業務の中で市と事業者で協議の上、調整することを予定しています。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
32	要求水準書	11	第1	5	(2)		別紙1	敷地西側道路工事について	西側道路拡幅工事の想定工事期間と具体的な施工手順をご教示願います。	No. 31の回答のとおりです。
33	要求水準書	11	第1	5	(2)			敷地西側道路工事の取り扱い	拡幅工事の実施時期は一期工事及び二期工事の期間中であれば完全に事業者の提案によるものと考えてよろしいのでしょうか。想定されている時期・期間などはございますか。	No. 31の回答のとおりです。
34	要求水準書	11	第1	5	(2)			敷地西側道路の取り扱い	「事業者は、設計段階から本拡幅工事の実施時期や工事車両の動線等を市担当課と調整し、本事業の進行に影響を与えないような施工計画を提案すること。」とありますが、具体的にどの時点で市担当課の方との調整が可能となりますでしょうか。拡幅工事計画・及び工事のスケジュールをご教示ください。	No. 31の回答のとおりです。
35	要求水準書	11	第1	5	(1)		別紙6	立地条件について	敷地及び敷地境界周辺（敷地内外）の現状のレベル関係がわかる資料をご提供いただきたい。	敷地及び敷地境界周辺（敷地内外）の現状のレベルについて公表できる資料はありません。
36	要求水準書	11	第1	5	(1)		別紙6	立地条件について	真北データをご提示いただけないでしょうか。	別紙6につきまして、上部が真北を指したデータに修正します。 なお、別紙6は施設台帳を基に描画したデータのため、正確な方位は事業開始後の測量調査にて確認してください。
37	要求水準書	11	第1	5	(2)			敷地西側道路拡幅工事との取合調整業務について	「事業者は、設計段階から本拡幅工事の実施時期や工事車両の動線等を市担当課と調整し」と記載がありますが、設計業務委託契約後の対応と考えて宜しいでしょうか。	No. 31の回答のとおりです。
38	要求水準書	12	第1	5	(4)		別紙6	給食用食材運搬車について	給食用食材運搬車の大きさについて、最大容量2tとのことですが、具体的な車両の寸法をご教示願います。また、その車両は新設校においても同じ車両を想定すれば良いとの認識で宜しいでしょうか。	車両は2t車標準ロングです。 (外寸長さ6.23m、横幅1.91m、高さ3.06m)
39	要求水準書	12	第1	5	(4)		別紙6	給食用食材運搬車について	給食用食材運搬車は、現行では1日最大12台程度、2台同時の来校の可能性があるとのことですが、新校でも同様の考えで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
40	要求水準書	12	第1	5	(4)			工事期間中の利用	「既存小学校校舎での教育活動や児童の通学及び教職員の通勤へ影響が出ないよう、可能な限り配慮する」とありますが、現在活用されている教育活動エリア及び通学・通勤の動線図をご教示ください。	現在活用の教育活動エリアは敷地全体です。児童は、正門（敷地北側）、西門（歩道橋付近）、南門（敷地南西側）及び敷地北西側の歩道橋から通学します。職員は車両通勤時に西門を使用しています。
41	要求水準書	12	第1	5	(3) (4)		別紙3	工事期間中の既存校舎について	既存プールは現状使用していないとのことですが、一期工事時に先行解体可能でしょうか。	No. 1の回答のとおりです。
42	要求水準書	12	第1	5	(4)			工事期間中の駐車台数	毎日児童送迎の車が運動場に乗り入れています。が、工事期間中に確保する駐車台数は、2t車用2台のみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	要求水準書	12	第1	5	(4)			工事期間中の駐車場の確保について	一期工事及び二期工事期間中の駐車場の確保について、特に指定条件は無いものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書「第1/5/ (4)」の条件を確保してください。
44	要求水準書	13	第1	1	(7)			本施設の地域開放	屋外運動場の地域開放は想定せず、校庭にバックネットや防球ネットの設置は不要と考えて宜しいでしょうか。	バックネットや防球ネットの設置は必須ではありませんが、体育や休憩時間等でボール等を使用する場合に、周辺への影響が生じないような配慮を行ってください。
45	要求水準書	13	第1	5	(7)			屋内運動場の地域開放について	屋内運動場の地域開放の想定が明示されておりますが、これにより屋内運動場の用途が建築基準法、消防法共に「集会場」にはあたることはない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	要求水準書	14	第2	1	(1)	ア	(ウ)	特別支援教室	室内に手洗い設備は不要との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書別紙7に記載のとおり、手洗い設備は不要です。
47	要求水準書	14	第2	1	(1)	ア	(エ)	通級指導教室	「室内に手洗い設備を設置すること。」とありますが、別紙7では給湯不要、別紙8では必要（混合水栓）となっています。給湯は不要との認識でよろしいでしょうか。	通級指導教室では給湯は不要です。要求水準書別紙8を修正します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
48	要求水準書	15	第2	1	(1)	イ	(ア)	特別支援教室について	特別支援教室の利用条件について、1室あたりの児童数と職員数をご教示ください。	現時点では児童数最大8人/学級、教職員数2人/学級の想定です。 1つの特別支援教室を分割して2学級としての使用も想定しています。
49	要求水準書	16	第2	1	(1)	イ	(オ)	家庭科室	「災害時に使用できるような配置、設備とすること。」とありますが、災害時の利用方法としてどのようなことをお考えですか。	炊き出しや給湯などを想定します。
50	要求水準書	17	第2	1	(1)	ウ		管理諸室エリア	管理諸室エリア（イ）校長室の金庫室は耐火金庫としての機能を有すると記載がありますが、1時間耐火の間仕切り、建具等で構成する部屋との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	要求水準書	17	第2	1	(1)	ウ		管理諸室エリア	上記(No. 50)と違う場合は、耐火試験規格の種類と等級、合格基準、試験方法等、給気・排気の考え方、防犯設備の考え方について詳細をご教示願います。	No. 50の回答のとおりです。
52	要求水準書	17	第2	1	(1)	ウ	(イ)	校長室	手洗い設備は、給湯は不要との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書別紙7に記載のとおり、手洗い設備では給湯は不要です。
53	要求水準書	17	第2	1	(1)	ウ	(ウ)	職員室	ミニキッチンには給湯は不要との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書別紙7に記載のとおり、ミニキッチンには給湯は必要です。
54	要求水準書	17	第2	1	(1)	ウ	(カ)	事務室	ミニキッチンには給湯は不要との認識でよろしいでしょうか。	要求水準書別紙7に記載のとおり、ミニキッチンには給湯不要です。
55	要求水準書	18	第2	1	(1)	ウ		管理諸室エリア	管理諸室エリア（コ）サーバー室についてサーバーは市側で調達及び設置されるものとして良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	要求水準書	18	第2	1	(1)	ウ	(キ)	会議室について	会議室はマイクを使用を想定されていますでしょうか。	会議室内ではポータブルマイクの使用を想定しています。
57	要求水準書	19	第2	1	(1)	エ		給食搬入・検収室	プラットフォームの高さをご教示ください。	給食搬入用トラックに合わせた高さを想定しています。トラックの仕様はNo. 38の回答のとおりです。



No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
58	要求水準書	20	第2	1	(1)	エ		給食エリア	給食エリア【その他】洗濯機及び乾燥機は市側で調達及び設置されるものとして良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	要求水準書	21	第2	1	(1)	エ	(イ)	配膳ワゴン用ワゴンプールについて	配膳ワゴンの大きさと各学年単位での必要ワゴン数をご教示ください。	配膳ワゴンは1000mm×670mm×800mmとし、各学年に3台ずつ（計18台程度）を想定しています。要求水準書別紙9のNo. 64に示す「2段式運搬車」が配膳ワゴンにあたります。名称を修正します。
60	要求水準書	21	第2	1	(1)	オ		共用エリア	各小学校の記念品等を展示できるメモリアルスペースを整備すること。と記載有りますが、記念品一覧リストをご教示願います。	現時点では展示する記念品は確定していませんが、4校分の校舎・校章・校旗の写真、閉校記念誌などを想定しています。
61	要求水準書	21	第2	1	(1)	オ	(ア)	メモリアルスペースについて	メモリアルスペースに飾る想定した記念品等のものの名前やサイズなどをご教示ください。	No. 60の回答のとおりです。
62	要求水準書	23	第2	1	(3)	(ア)		屋内運動場	屋内運動場について男女別の更衣室の記載がありますが、学年ごとの利用程度と考えた大きさとして良いでしょうか。	屋内運動場の更衣室は、同時に2クラス（各40人程度）の利用を想定しています。
63	要求水準書	23	第2	1	(3)	(ア)		屋内運動場	屋外運動場利用時や運動会練習等の全学年の更衣等は普通教室等を利用するものとして考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	要求水準書	23	第2	1	(3)	(ア)		屋内運動場	屋内運動場に放送室の要求がないことを踏まえ、音響設備はステージ控えに設けるものと考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	要求水準書	24	第2	1	(3)	(イ)		アリーナ	ミニバスケットボールコート大きさは正規の寸法ではなく標準的な小学校体育館のアリーナで2面確保できる寸法としてよろしいでしょうか。	ミニバスケットボールコート大きさは縦22m～28m、横12m～15mを想定しています。
66	要求水準書	25	第2	1	(4)	(ア)		共通	入退室管理システムに係る利用料金、保守費等は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	要求水準書	25	第2	1	(4)	(ウ)		放課後児童クラブ職員室	別紙8什器・備品リストにミニキッチンが記載されていませんが、必要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書別紙8を修正します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
68	要求水準書	25	第2	1	(4)	(ウ)		放課後児童クラブ職員室について	放課後児童クラブ職員室の職員数をご教示ください。	放課後児童クラブの教職員数は25人程度です（1支援の単位3名程度×8室）。
69	要求水準書	25	第2	1	(4)			放課後児童クラブ	本文には階指定はありませんが、別紙7には2階以上とするとあります。配置階の指定はなく、別紙7は誤記と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書別紙7のとおり2階以上とします。
70	要求水準書	26	第2	1	(5)	(ア)		屋外運動場	想定されているサッカーコート1面分の大きさをご教示願います。（縦○m、横○m）	長辺約68m、短辺約50mで想定しています。
71	要求水準書	26	第2	1	(5)	(ア)		屋外運動場	サッカーコート1面の必要寸法をお示しください。	No. 70の回答のとおりです。
72	要求水準書	26	第2	1	(5)	(ア)		屋外運動場について	屋外運動場について150mトラックとサッカーコート1面分の確保を要求されていますが、野球の想定及びバックネットと防球ネットの設置は不要でしょうか。	No. 44の回答のとおりです。
73	要求水準書	26	第2	1	(5)	(ア)		屋外運動場	車両乗り入れも想定し、とありますが新校舎建設中も児童の送迎にくる車両乗り入れは制限しないのでしょうか。	新校舎建設中は児童の送迎車両乗り入れを制限する想定です。
74	要求水準書	26	第2	1	(5)	(ア)		屋外運動場	「面積は5,580㎡以上とし、目標値を8,000㎡とする」とありますが、目標値に近い方が高い評価点を得られるということでしょうか。	面積については目安であり、面積の多寡のみで評価を確定することはありません。 屋外運動場の評価については、事業者選定基準別紙「加点項目審査の評価基準」のうち、Ⅱ/（1）/⑤をご確認ください。
75	要求水準書	26	第2	1	(5)	(イ)		屋外体育倉庫、石灰保管庫	必要面積又は現況面積をご教示ください。	現況面積は以下のとおりです。 ・屋外体育倉庫（プレハブ）：W3.7m×D4.4m×H3.5m（用具棚、ハードル、ボールかご2～3つ、コーン、運動会用具（綱引きロープ、玉入れかごなど）等を収納） ・石灰保管庫（プレハブ）：W1.85m×D1.2m×H2.1m（石灰、ライン引きを収納）
76	要求水準書	26	第2	1	(5)	(イ)		屋外体育倉庫について	屋外体育倉庫の必要面積をご教示ください。	約20㎡以上を想定しています。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
77	要求水準書	26	第2	1	(5)	(エ)		屋外トイレ	男女それぞれの必要な器具数をご教示ください。	器具数は以下を想定しています。 ・男子：小便器2・個室1 ・女子：個室3 ・多機能トイレ：オストメイト対応1
78	要求水準書	27	第2	1	(5)	(エ)		屋外トイレ	多機能トイレにオストメイトは不要との理解でよろしいでしょうか。	No. 77の回答のとおりです。
79	要求水準書	27	第2	1	(5)	(オ)		ゴミ置き場	必要面積又は現況面積をご教示ください。	ゴミ置き場はW3.1m×D1.5m×H1.5mです。
80	要求水準書	27	第2	1	(6)	(イ)		外構	外構（イ）植栽のクロマツ3本について樹齢、樹高、幹回、枝張についてご教示願います。	樹齢、樹高、幹回、枝張については以下のとおりです。 中央：樹齢150～200年 樹高5m、幹回1.8m、枝張9.5m 校門から見て右：樹齢120年 樹高6m、幹回1.4m、枝張6m 校門から見て左：樹齢120年 樹高7m、幹回1.7m、枝張5m
81	要求水準書	27	第2	1	(6)	(イ)		外構	上記含め、存置記念碑等について移設可能と考えて良いでしょうか。	クロマツは中央は残置、左右の2本は移設可とします。 要求水準書別紙4において残置としている記念碑は、敷地内の移設が可能です。
82	要求水準書	27	第2	1	(6)	(イ)	c	既存樹木について	既存クロマツを残置ということですが、移植をするという方法を検討しても宜しいでしょうか。	No. 81の回答のとおりです。
83	要求水準書	27	第2	1	(6)	(イ)	c	既存樹木について	敷地内にある残置するクロマツ以外の樹木は撤去しても問題ないとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	要求水準書	27	第2	1	(6)	(イ)	c	既存小学校の植栽について	「既存小学校のクロマツ3本は残置すること」と記載がありますが、枝払いの上で移植(枯木保証は不可)は可能と考えて宜しいでしょうか。	No. 81の回答のとおりです。
85	要求水準書	27, 28	第2	1	(6)	(ウ)	b, d	駐車場について	駐車場40台分程度及び駐輪場10台分程度は、保護者等の来校者用との認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
86	要求水準書	27, 28	第2	1	(6)	(ウ)		駐車場、駐輪場について	職員用の駐車場や駐輪場は必要でしょうか。また、必要な場合、台数をそれぞれご教示いただけますでしょうか。	職員用の駐車場については敷地外に設けることを検討中です。 また、駐輪場については職員用や保護者用の区別を設けません。
87	要求水準書	27, 28	第2	1	(6)	(ウ)		駐車場について	現況では、保護者の車で送迎を認められておりますが、新設校においても同様に認められる想定でしょうか。それとも、全てスクールバスでの送迎によるものとされるのでしょうか。	現在は児童の登下校は路線バス利用や各家庭による送迎も見込んでいます。
88	要求水準書	27, 28	第2	1	(6)	(ウ)		駐車場について	全校の保護者が集まるような行事（授業参観、学習発表会、運動会など）の保護者の車で来校についてどのようにお考えでしょうか。	全校の保護者が集まるような行事（授業参観、学習発表会など）の場合には、保護者の車両は校庭に駐車することを想定しています。
89	要求水準書	27	第2	1	(6)	(ウ)		スクールバス停留所	スクールバスの大きさと、停留所の箇所数をご教示ください。また敷地内に必要なのは停留所のみで駐車場は不要でしょうか。必要な場合はバスのサイズと台数をご教示ください。	スクールバスについては、中型30人乗りを想定しています。 バスの台数は確定していませんが、乗降場所は1台分として1ヶ所整備して下さい。駐車場の整備は必須ではありませんが、事業者提案による整備は可能です。 なお、現在は児童の登下校は路線バス利用や各家庭による送迎も見込んでいます。
90	要求水準書	27	第2	1	(6)	(ウ)		スクールバス停留所	基本計画における配置計画では、駐車場及びスクールバス停留所は既存建物のある場所に配置されています。スクールバスと駐車場40台の運用は、解体工事・外構整備後に開始と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91	要求水準書	27, 28	第2	1	(6)	(ウ)	e	スクールバスについて	スクールバスの車両の大きさをご教示願います。	No. 89の回答のとおりです。
92	要求水準書	27, 28	第2	1	(6)	(ウ)	e	スクールバスについて	スクールバスは登校時、下校時それぞれ何台運行予定でしょうか。（児童何人の送迎を想定されていますでしょうか）	No. 89の回答のとおりです。
93	要求水準書	27, 28	第2	1	(6)	(ウ)	e	スクールバスについて	スクールバスの停留所があれば、駐車場は必要ないとの理解で宜しいでしょうか。	No. 89の回答のとおりです。
94	要求水準書	27, 28	第2	1	(6)	(ウ)	e	スクールバスについて	スクールバスの運行ルートをご教示願います。	スクールバスの運行ルートは現在検討中です。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
95	要求水準書	28	第2	1	(6)	(ウ)		外構	スクールバスの想定台数等をご教示願います。 (定員〇名、〇台)	No. 89の回答のとおりです。
96	要求水準書	28	第2	2	(1)			意匠計画について	要求水準にプールの要望がありませんが、プールは外部のプールを利用ということの理解ですが、どこのプールを利用されるのかご教示願います。また、そのプールへの移動手段も合わせてご教示願います。	プールは現在、外部のプールを使用していますので、新しく整備する必要はありません。 外部プールにはバスで移動します。
97	要求水準書	30	第2	2	(1)	④	ウ	津波対策について	津波対策について、(ア)と(イ)の項目がありますが、構造設計上の仕様の記載がありません。波圧算定上の浸水深さなどの特別な設定はなく、徳島市HPに掲載されている地震・津波防災マップの数値を満足させたら良いという理解でよろしいでしょうか。	本施設は、災害対策基本法に基づく津波対応の指定緊急避難場所として指定することを想定しています。 したがって、要求水準書P7「4 遵守すべき法制度等」に記載のある「津波防災地域づくりに関する法律」の「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成23年国土交通省告示第1318号）」により、必要な性能を満たすことが確認できていることが条件となります。 津波の想定については、小松島市HPに示される「小松島市津波ハザードマップ」及び「小松島市地域防災計画」に基づく計画としてください。
98	要求水準書	31	第2	2	(1)	④	カ	マンホールトイレ	マンホールトイレへの給水は、貴市が工事する飲料用耐震性貯水槽から供給するとの認識でよろしいでしょうか。	市では下水道施設がないことから、マンホールトイレとしてコンクリート型の貯留槽を地下に埋め込む汲み取り式の設備を想定しています。このため、飲料用耐震性貯水槽との接続は不要です。
99	要求水準書	32	第2	2	(1)	⑦	ア	自然環境・省エネルギー化への配慮	ZEB Readyの水準に適合することとありますが、認証取得の義務はないとの理解でよろしいでしょうか。	認証取得が必要です。 要求水準書「第2/3/(2)」のスケジュールを確認してください。
100	要求水準書	34	第2	3	(2)			構造関係について	要求水準書の該当箇所には、施設の構造体・建築非構造部材・建築設備の耐震性についての記載のみなので、耐風性能や耐久性や構造種別などの構造上のその他の項目はこちらから適宜提案するという理解でよろしいでしょうか。	校舎はRC造、屋内運動場はRC造又はS造を原則とします。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
101	要求水準書	34	第2	2	(3)	①	ア	共通	設備計画において、「放課後児童クラブとそれ以外の区画で個別に管理・修繕等ができる・・・」とありますが、地域交流スペースはそれ以外の区画として管理・修繕等を行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、放課後児童クラブの維持管理も本業務に含まれます。
102	要求水準書	35	第2	2	(3)	②	2)	ア 有線LANと無線LANについて	「必要な有線LAN用情報コンセントを設けておくとともに、校舎等のいずれの場所からでも無線LAN (Wi-Fi ルーター含む) を利用できるよう整備すること」とありますが、別紙7諸室リストにおいて「〇を付けた諸室にてWi-Fiを使うことができる場合には、情報コンセントの整備は必須としない」とあります。別紙7の要件が優先される理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。ただし、教師用と児童用は無線で繋がるようにしてください。
103	要求水準書	36	第2	2	(3)	③	ア	空調換気設備	別紙7諸室リストにおいて、屋内運動場の用具庫にも空調が必要でしょうか。	用具庫への空調の設置は不要です。
104	要求水準書	38	第2	2	(4)	③			今回、浄化槽設備は瀬戸内海環境保全特別措置法に該当するかと思いますが、当該法令に係る海洋調査は必要でしょうか。また海洋調査が必要な場合、調査費は、事業者負担となりますでしょうか。	調査の可否については、学校規模から判断される最大排水量等からご判断ください。また、必要な調査は全て業務に含まれます。
105	要求水準書	39	第2	3	(2)			建築確認申請	建築確認申請は民間確認審査機関を利用してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
106	要求水準書	39, 40	第2	3	(2)				ZEB化補助金の申請業務は、本業務に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	申請の主体は市ですが、申請に係る書類の作成は業務に含まれます。
107	要求水準書	39, 40	第2	3	(2)				ZEB化補助金が採択された場合、3年間のエネルギー使用量等の報告義務が発生します。このZEB化補助金に係る毎年の報告書作成は、本業務に含まれているのでしょうか。	お見込みのとおりです。 要求水準書にも追記します。
108	要求水準書	40	第2	3	(3)	イ		ZEBプランナーの関与	ZEBプランナーは参加グループの構成員に限らず関与があればよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ZEBプランナーは外注としても問題ありません。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
109	要求水準書	40	第2	3	(5)			基本設計・実施設計	記載の提出図書に既存校舍解体図面に関する記載がないが提出図書に含まれないものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書「第3/(4)/④/1)」のとおり提出してください。
110	要求水準書	42	第3	2				業務期間	ZEB申請設備工事(補助対象工事)において、申請団体によって補助対象設備工事期間が定められているため施工可能時期に一部制約がございますが、2025年度の申請団体の募集要項によっては、一期工事の期間について別途協議の上決定することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。設備工事期間については2025年度の申請団体の募集要項により、必要に応じて協議を行います。
111	要求水準書	44	第3	3	(3)	イ		実施体制（建設業務）	「監理技術者、主任技術者及び現場代理人を変更した場合」とありますが、同等の資格や経験を有する者であれば参加表明時と建設業務開始前で変更は可能ということによろしいでしょうか。参加表明時から建設工事請負契約の締結までに1年半程空くためやむを得ず変更しなければならない可能性がございます。	お見込みのとおりです。変更の際にはその旨を市に通知してください。
112	要求水準書	45	第3	3	(5)	②	ア	什器・備品、厨房機器等の調達及び設置業務	別紙8に「塗りつぶしのあるものは建設業務として調達及び設置すること」とありますが、塗りつぶしのないものは建設業務以外の業務でどのように調達及び設置する想定でしょうか。	塗りつぶしのあるもの以外でも、建物と一体として設置工事が必要なものについては本業務内で調達・設置してください。その他の備品は事業者の提案を加味して、市が調達します。
113	要求水準書	45	第3	3	(5)	②		什器・備品	別紙8什器・備品等リストにおいて、「塗りつぶされていないリスト」は、既存小学校から移設されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。不足するものは、事業者の提案を加味して、市が調達します。
114	要求水準書	45	第3	3	(5)	②		什器・備品等の調達について	「設置工事が必要な什器・備品等を業務の対象とする。」とありますが、具体的な対象物をリストで明示ください。	要求水準書別紙8を確認してください。
115	要求水準書	46	第3	3	(5)	③		既存校舍等解体・撤去	記載の既存小学校校舎及び既存幼稚園園舎等の既存杭について、存置することは可能でしょうか。	同項目のイに記載のとおり、既存の杭は存置することとします。
116	要求水準書	46	第3	3	(5)	③	エ	既存小学校校舎及び既存幼稚園園舎等の解体・撤去業務	アスベストの処理について、別紙11に「みなし含有」となっている項目はその処理費用を提案金額に含める必要があるということでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
117	要求水準書	46	第3	3	(5)	③	エ	既存小学校校舎及び既存幼稚園園舎等の解体・撤去業務	アスベストの処理について、別紙11に「みなし含有」となっている項目の処理費用を提案金額に含めなかった場合、実際に調査して含有が認められれば処理費用は事業者負担となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	要求水準書	46	第3	3	(5)	④	ア	安全対策業務	児童等の通学路と通学時間帯の把握はどのようにすればよろしいでしょうか。	事業者選定後、工事期間中に市から事業者へ通学路及び通学時間帯について都度共有します。
119	要求水準書	46	第3	3	(5)	④	ア	安全対策業務	学校行事や地域の行事等で通常時以上に人や車輛が多いことが予想され、工事動線等の配慮が必要な時期はございますか。	工事動線の配慮が必要な時期については、事業者選定後、工事期間中に市から事業者へ事前に共有します。
120	要求水準書	46	第3	3	(5)	⑤		近隣対応・対策業務	建設工事に際して、事業者が実施すべき具体的な活動（近隣説明会等）はありますでしょうか。	着工前は要求水準書「第3/(4)/②」に記載のとおりです。 着工後は工事の進捗状況や実施内容に応じて、適宜説明等を実施してください。
121	要求水準書	55	第5	3	シ			ガスの供給業者について	供用開始後のガス供給業者は決まっていますでしょうか？もしくは、年度ごとに入札等で複数業者で供給するのでしょうか？	年度毎に別途入札で決定しています。
122	要求水準書	別紙1							敷地面積減を反映したものが別紙6と考えて良いでしょうか。	赤線は既存の敷地境界を示しています。
123	要求水準書	別紙1・6							敷地西側道路拡幅想定図・敷地境界図のCADデータを貸与願います。	別紙1については、CADデータの貸与はできません。 別紙6についてはCADデータを公表いたします。
124	要求水準書	別紙1						敷地西側道路拡幅	工事計画検討のため、西側道路拡幅工事の想定工程表または工事にかかる月数をご教示ください。	No. 31の回答のとおりです。
125	要求水準書	別紙3						既存小学校校舎、既存幼稚園園舎の概要	リスト外構欄の倉庫、外部便所、防災倉庫は撤去対象物でしょうか。またそれらの位置をご教示ください。	防災倉庫のみ、市が別敷地へ移設します。それ以外の倉庫等の設置物については事業者にて撤去してください。 主な設置物の位置について、別紙3に追記します。なお、別紙3に記されていない簡易なものについても、設計時に現地調査の上、撤去してください。



No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
126	要求水準書	別紙4							No.1～23について基礎形状、寸法をご教示願います。	要求水準書別紙4に追記をします。
127	要求水準書	別紙4							【敷地周辺フェンス撤去・残置】についてすべての基礎形状、寸法、配筋要領、コンクリート強度をご教示願います。	敷地周辺フェンスについて図面PDFを公表します。CADデータが必要な場合は、市窓口にお問い合わせください。
128	要求水準書	別紙4							【敷地周辺フェンス撤去・残置】の残置（県所有物）について既存図面・構造計算書があるものとして宜しいでしょうか。	市では図面・構造計算書等を所持していません。
129	要求水準書	別紙4							(No. 128について、) 上記がない場合は撤去・新設となりますが宜しいでしょうか。	県所有部分のフェンスは撤去しません。
130	要求水準書	別紙6						敷地境界図について	別紙6敷地境界図のDWGデータをご提供いただけないでしょうか。	No. 123の回答のとおりです。
131	要求水準書	別紙7						放課後児童クラブ	放課後児童クラブでは、記載の面積に供する用途として保育室、職員室に加えてどのような用途が含まれるかご教示ください。	面積は保育室及び職員室を示したものです。校舎側と共有するトイレや階段、廊下等は含まれません。
132	要求水準書	別紙8						什器・備品等リスト	塗りつぶしのあるものは、様式10-2の建設工事(7) 什器・備品等の「その他什器・備品（建設業務に含むもの）」に区分し、塗りつぶしのないものは、「その他」に区分するという理解でよろしいでしょうか。	本事業で整備する什器・備品については、様式10-2(7) 什器・備品等の欄にご記載ください。整備する什器・備品の考え方はNo. 112の回答もご参照ください。本事業で整備しない什器備品の費用については様式に記載する必要はありません。
133	要求水準書	別紙10						インフラ現況図について	上下水道のインフラ図について、引き込み口径がわかる資料をご提供いただきたい。	引き込み口径等につきましては、注釈・説明を行いますので、市水道部へお問い合わせください。
134	要求水準書	別紙10						インフラ現況図について	既存校舎でのインフラ使用量をご提供いただけないでしょうか。	既存校舎でのインフラ使用量は以下のとおりです。 (R4年度) 水道使用量 5,991m <sup>3</sup> 電気使用量 182,600kwh ガス使用量 14,065.94m <sup>3</sup>

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
135	要求水準書	別紙10							浄化槽からの放流先は用水路として考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
136	要求水準書	別紙11						アスベスト	建築用シーリング材のアスベスト含有調査（油性コーキング材・ブチルゴム系シーリング材の有無）の結果、定量分析結果、撤去方法をご教示願います。	アスベスト調査結果は市窓口で閲覧可能ですので、市窓口にご連絡してください。調査結果を踏まえ、適切に必要な調査及び処理を実施してください。
137	要求水準書	別紙11						アスベスト	南校舎（①-1）、（①-2）、屋内体育館（⑧）について建築用シーリング材のPCBについて含有の有無、定量分析結果をご教示願います。	PCB調査は行っていません。事前に調査し、発見された場合には適切に処理をしてください。
138	要求水準書	別紙11						アスベスト	上記（No. 137）PCB含有されている場合の撤去方法等をご教示願います。	No. 137の回答のとおりです。
139	要求水準書	閲覧資料 1 P66						アスベスト含有箇所	アスベスト含有箇所表5-2～表5-13までの記載においてみなし含有とありますが、事業者においてみなし含有の部位を調査・検査を行いアスベストなしと判定された場合、減額の対象となるのでしょうか。	減額の対象とはしません。No. 116の回答も確認してください。
140	事業者選定基準	1	第2	1				事業者選定方式	当事業に参加表明を申請するグループにおいて、代表企業以外の企業が貴市が発注する別の入札案件に低入札で落札した場合に当事業の事業者選定において影響はあるのでしょうか。	影響はありません。
141	様式集	1	第1	2	ウ			書式等	WordまたはExcelにて作成することとなっておりますので、DVD-Rで提出する電子データも同様の形式で保存し提出する理解でよろしいでしょうか。（PDFデータでの提出は不可）	Excelの指定がある様式はExcelで提出してください。Wordの様式はPDFでの提出も可能です。
142	様式集	1	第1	2	ウ			各様式の作成	各様式はWord、Excelで作成とありますが、DVD-Rにて提出するデータはPDFでは不可ということでしょうか。	No. 141の回答のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
143	様式集	1	第1	2	ウ			提案書書式	様式8から11のうち、Excelファイル利用の指定のない様式については、必要に応じて他のレイアウトソフトを用いて作成し、電子データはPDFデータで提出してもよろしいでしょうか。またその際枠線やフォントなどの体裁が多少ことなっても構わないでしょうか。	提出する際にはPDFも可能です。
144	様式集	2	第2	3	ウ			実績を証する書類	参加資格申請書に添付する実績を証明する書類として、コリンズ工事カルテの提出をお認めいただけますでしょうか。	コリンズ工事カルテによる提出は可能です。
145	様式集	13、14					様式3-2	参加グループ構成表	各社押印回覧の時間短縮の為、1企業1枚として押印し、とりまとめて提出させて頂いてもよろしいでしょうか。	提示の方法で問題ありません。
146	様式集	13					様式3-2	参加グループ構成表	各構成員ごとに一枚とすることは可能ですでしょうか。	No. 145の回答のとおりです。
147	様式集	13					様式3-2	参加グループ構成表	代表企業は、上部の代表企業に名称を記入するほか、担当する業務に該当する●●企業にも記入すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
148	様式集	16					様式3-4	委任状（受任者）	当社は四国支店長名で指名願いを提出しており、契約者を支店長で考えています。様式3-4において、委任者欄は支店長名、受任者欄は参加表明書や提案書を提出する営業担当者名との認識で良いでしょうか。	様式3-4は復代理人への委任が必要な際に提出する書類のため、提示の場合には委任状の提出は必要ありません。
149	様式集	16					様式3-4	委任状（受任者）	代表企業代表者から代表企業の復代理人への委任状としてありますが、代表企業との社員として窓口へ書類提出を実施するものの名前の記載するという理解でよろしいでしょうか、	様式3-4は復代理人への委任が必要な際に提出する書類のため、提示の場合には委任状の提出は必要ありません。
150	様式集	12～16						押印部分	参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類内にて押印する書類への印鑑については、令和5・6年度 物品購入等指名競争入札参加資格審査申請時に貴市へ届け出ている使用印鑑届の印鑑にて押印してよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
151	様式集	17					様式3-5	入札参加資格申請書（設計企業）	入札参加資格番号の記載についてですが、業者番号と登録番号のどちらを記載すればよろしいでしょうか。また、区分は測量・設計設計コンサルタント等と記載すればよいでしょうか。	様式3-5～3-9までは修正しますので、番号の記載は必要ありません。
152	様式集	18					様式3-6	参加資格審査申請書（建設企業）	「■添付書類」に専任技術者の配置予定技術者の書類がありますが、工事自体が2年後になる為、今から専任技術者を定める事は、非常に難しいと思います。現在の予定で申請しておいて、工事開始時に募集要項を満たしていれば変更可能でしょうか。また、何人まで申請可能でしょうか。	変更可能です。現時点で想定されている監理技術者及び現場代理人（兼務可）の方のみ申請してください。
153	様式集	18					様式3-6	業務実績の内容	「※2 実績は1社につき3件までとし、必要に応じて欄を追加してください。」とありますが、募集要項には件数の要件はありません。3件は誤植でしょうか。それとも3件の実績が必要でしょうか。	上限を示すものですので、3件までは申請可能です。なお、多寡が審査に影響することはありません。
154	様式集	18					様式3-6	業務実績の内容	「※2 実績は1社につき3件までとし、必要に応じて欄を追加してください。」とありますが、建設業務を複数で申請する場合、サブの構成員には施工実績は求められていないため、記載は不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
155	様式集	18					様式3-6	添付書類	建設-4の「業務実績を確認できる資料」はコリンズにて業務内容が確認できれば、コリンズのみ提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
156	様式集	18					様式3-6	添付書類	建設-5の技術者の資格資料は、現在想定している技術者の書類でよろしいでしょうか。工事着手までに期間がありますので、工事着工前の変更は可能との認識でよろしいでしょうか。	No. 152の回答のとおりです。
157	様式集	18					様式3-6	添付書類	建設-5の技術者の資格資料は、建設業務を複数で申請する場合、サブの構成員には技術者の資格要件は求められていないため、資料は不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
158	様式集	18					様式3-6	添付書類	建設業務を複数で申請する場合における、共同企業体協定書の記載が御座いません。共同企業体協定書の提出は、参加表明時は不要で、工事請負契約締結時に提出するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
159	様式集	19					様式3-7	入札参加資格申請書 (工事監理企業)	入札参加資格番号の記載についてですが、業者番号と登録番号のどちらを記載すればよろしいでしょうか。 また、区分は測量・設計設計コンサルタント等と記載すればよいでしょうか。	No. 151の回答のとおりです。
160	様式集	20					様式3-8	参加資格審査申請書（維持管理企業）	「有する資格及び資格者数を確認できる資料」の添付が必要となっておりますが、業務を実施する上で特段資格がなくても業務実施が可能な場合は添付は不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
161	様式集	17～21						参加資格審査申請書	各企業の「企業概要」を提出することとなっておりますが、会社パンフレット等でもよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
162	様式集	33		(4)			様式8-4	地域経済・社会への貢献	発注段階の地元企業の見積条件により、発注に至らないことも想定されます。あくまで予定金額との理解でよろしいでしょうか。	特段の事情がない限り、提案に基づいた地元発注がされる想定です。現段階で実現可能な範囲で提案してください。
163	様式集	33		(4)			様式8-4	地域経済・社会への貢献	市内企業とは、小松島市内に本店（又は支店・営業所）を有する企業をいうものとしますが、小松島市様から公表されています一般競争入札参加資格業者名簿の中で市内建設工事と扱われている企業ならば、市内企業として加点対象という解釈でよろしいでしょうか。 また、JVを組成する場合、JVの比率分が、市内企業への発注金額という解釈でよろしいでしょうか。	一般（指名）競争入札参加資格者名簿に記載されていない企業でも、市内企業であれば加点対象とします。 また、市内企業と甲型JVを組成する場合には、市内企業の出資比率を請負金額に乗算したものを様式に記載してください。
164	様式集	33		(4)			様式8-4	地域経済・社会への貢献	JVを組成する場合、JVの比率分が、市内企業への発注金額という解釈でよろしいでしょうか。	No. 163の回答のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
165	様式集	33		(4)			様式8-4	地域経済・社会への貢献	発注件数を記入するところがございますが、業種によっては、1工種で市内企業への発注となってしまうため、件数ではなく金額になると想定しますので、件数は補助的なもので、あくまでも発注金額が加点対象という考えでよろしいでしょうか。	件数及び発注額ともに加点対象です。なお、件数及び発注額を含めた地域経済への貢献内容により、総合的に評価します。
166	様式集	33		(4)			様式8-4	地域経済・社会への貢献	様式8-4の表への記載は、地元企業の対象となる構成企業・協力企業及び1次下請企業への発注件数、額を計上することでよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
167	様式集	45					様式10-2	雨水浸透施設	内訳書項目に挙げられている意図をご教示ください。	誤記のため削除します。
168	様式集	45					様式10-2	消防水利施設	内訳書項目に挙げられている意図をご教示ください。	誤記のため削除します。
169	様式集	45					様式10-2	移設対象物の移動	内訳書項目に挙げられている意図をご教示ください。移設対象物を明示ください。	誤記のため削除します。
170	基本協定書（案）	2	第6条	第1項	(3)			構成企業の役割	それぞれの特定事業契約で契約保証の規定があり、加えて、基本協定書第13条において、構成企業に代替事業者の候補の選定の努力義務が課されているなど、構成企業の債務不履行は一定担保されていると理解しています。特定事業契約は、各構成企業と市が直接締結するものであり、代表企業に特定事業契約に基づく構成企業の債務保証を求めることは、代表企業に過大な負担を強いることとなりますので、債務保証の規定は削除いただきますよう、お願いいたします。	第6条に定義する債務の保証とは、代表企業として各事業契約の締結から実施をグループの中心として調整することを指しており、実施内容までの保証を求めているものではありません。基本協定書（案）を修正します。
171	基本協定書（案）	2	第7条					代表企業の交代	「施設の完成及び引渡し完了した時点」とは一期工事の完成及び引渡しという理解でよろしいでしょうか。	二期工事の完成及び引渡し時点を指します。
172	基本協定書（案）	4	第11条	2項				違約金等	「その部分について市が構成企業に対し」とありますが、この構成企業とは個別の担当業務会社のみを指し、企業体を構成する全社ではないとの解釈で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。構成企業とは「当該帰責事由のある企業」を示します。基本協定書（案）を修正します。

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
173	基本協定書（案）	4	第11条					違約金等	前条は第9条のことと思われますのでご確認をお願いします。	誤記のため修正します。
174	基本協定書（案）	4	第11条					違約金等	「前条第1項及び第2項」とありますが、「第9条」ではないでしょうか。	No. 173の回答のとおりです。
175	建設工事請負契約書（案）	6	第16条					工事用地の確保等	公表資料で予測できない地中障害などが発見された場合、対応する費用は発注者の負担という理解でよろしいでしょうか。	公表資料から合理的に予測・判断しえない障害が発見された場合には、発注者が対応費用を負担します。
176	維持管理業務委託契約書（案）	14	別紙3					建設及び維持管理業務期間中の保険	建設期間中の保険の記載は誤記かと存じます。ご確認ください。	誤記のため削除します。
177	その他							敷地内再調査について	説明会後に現地説明がありましたが、事前連絡の上、協力業者等と共に、再度現地確認調査は可能と考えて宜しいでしょうか。また、回数等に制限はあるのでしょうか。	再度の現地確認調査は可能です。必ず事前連絡の上、来校日時を調整してください 回数の制限は想定していません。
178	基本計画書	24	表5-5					指定緊急避難人数の算出方法について	基本計画書内配置比較検討図に、指定緊急避難人数の記載がございますが、計算方法をご教示いただけますでしょうか。	指定緊急避難場所の収容可能人員は、避難者1人当たりの必要面積を1㎡として算出しています。 （要求水準書P30及び小松島市地域防災計画 資料編参照）